

第2章 教育を取り巻く環境の変化

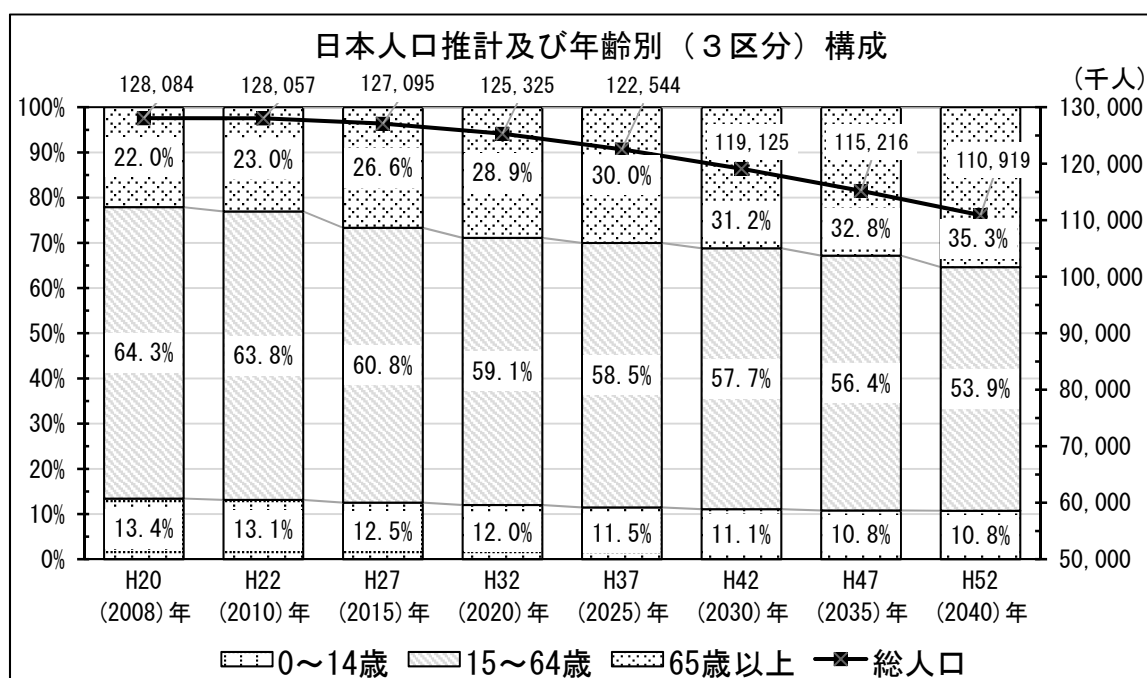
第2章 教育を取り巻く環境の変化

1 人口減少・少子高齢化の進展

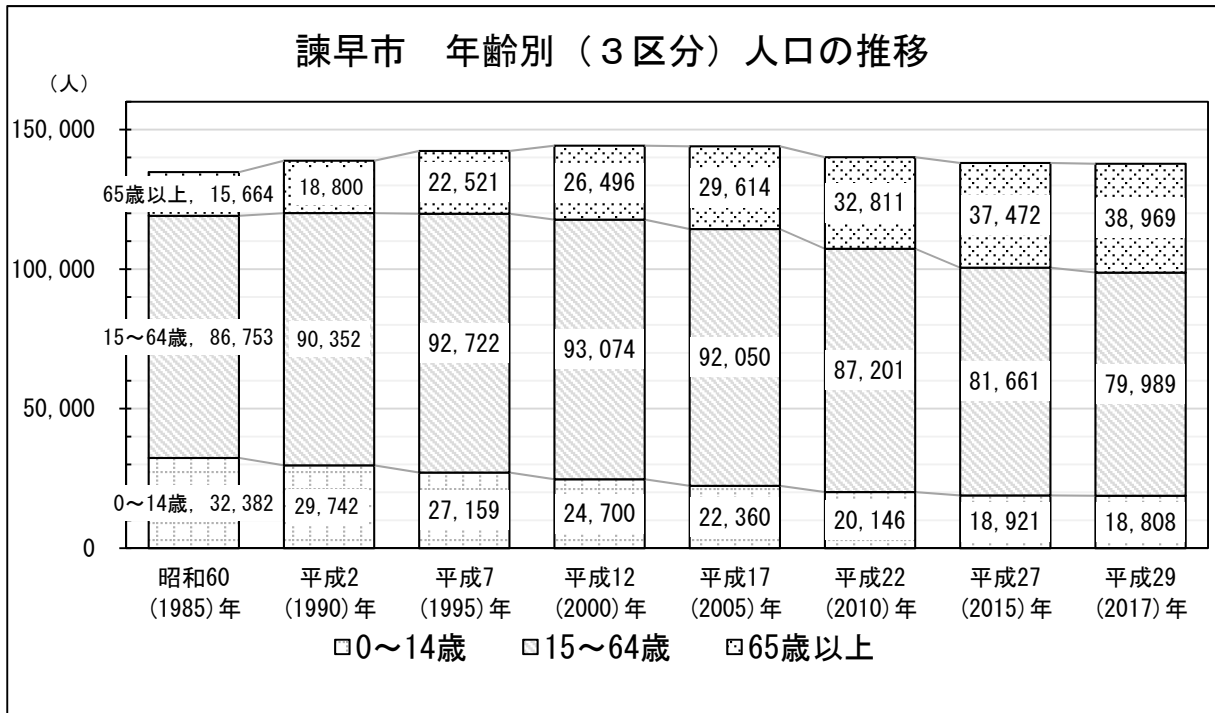
我が国の人口は、平成 20 (2008) 年の 1 億 2,808 万人をピークに減少に転じています。また、年齢区別の人口割合を見ると、14 歳以下では平成 22 (2010) 年の 13.1% から平成 27 (2015) 年で 12.5% と減少し、一方、65 歳以上では平成 22 (2010) 年の 23.0% から平成 27 (2015) 年で 26.6% と 4 人に 1 人を上回る状況へと増加しており、少子高齢化が進んできています。

本市においても、人口減少と少子高齢化の進展は例外ではなく、国勢調査の結果では、平成 12 (2000) 年の 14 万 4,299 人をピークとして人口が減少しており、年代別に見ると、年少人口 (14 歳以下) が昭和 60 (1985) 年をピークに減少、生産年齢人口 (15~64 歳) は平成 12 (2000) 年をピークに減少を続けています。これに対し、老年人口 (65 歳以上) は増加を続けており、平成 12 (2000) 年からは年少人口に比べ老年人口が多い状態が続いています。

今後見込まれる人口の減少や年少人口及び生産年齢人口の割合の低下は、社会保障制度や教育分野に与える影響も大きく、懸念材料となっています。



【出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成 29 年推計）」】



【出典：国勢調査（※平成29年は9月1日現在住民基本台帳人口）】

2 グローバル化の進展

現代社会では、情報通信技術の目覚ましい進展、交通手段の発達による移動の容易化、市場の国際的な開放等により、人、物材、情報の国際的移動が活性化し、様々な分野で国境を越えた活動が活発に行われています。世界の国々の相互影響と依存の度合いは高まっており、貧困や紛争、感染症や環境問題、エネルギー資源問題など、地球規模の人類共通の課題に取り組むことが求められています。

さらに、長崎県内の外国人観光客（宿泊客）実数^{※1}は平成28年で約51万人と、10年前の平成18年の約34万人から約17万人も増加しているほか、約1万2千人の在留外国人が県内に、約900人が諫早市内に住んでおり^{※2}、日常生活の中で外国人と交流する機会が増えています。

こうした状況のもと、自国の文化を理解し日本人としてのアイデンティティ^{※3}を持つとともに、国際的な広い視野とコミュニケーション能力を身に付け、国際社会で活躍できるような人材を育成することが求められています。

※1 長崎県 長崎県観光統計より

※2 法務省 在留外国人統計より

※3 国・民族・組織などある特定集団への帰属意識

3 高度情報化社会の到来

インターネットや携帯電話の普及、情報通信技術の高度化に伴いあらゆる分野において情報化が進み、時間や場所に捉われることなく誰もが簡単に必要な情報が入手できるようになっており、日常生活の利便性は飛躍的に向上してきました。

今後も技術革新がいつそう進展し、社会や生活を大きく変えていくことが予想される一方で、情報漏えいや有害情報の氾濫、ネットワーク犯罪など、情報化に伴う社会問題も発生しています。

青少年の育成に有害な影響をもたらす情報から子どもたちを守り、犯罪に巻き込まれることのないよう情報教育の徹底を図ること、情報を取捨選択できる能力を向上させることが重要となっています。

4 地域コミュニティの希薄化

核家族家庭やひとり親家庭、共働き世帯の増加などを背景に、生活保護世帯の増加に見られる貧困問題の深刻化や子育ての不安や問題を抱え孤立する保護者の増加など、家庭の教育力の低下が指摘されています。

また、都市化や過疎化の進行、家族形態の変容、価値観やライフスタイルの多様化等を背景に、地域社会のつながりが希薄化し、地域における世代を超えた人々の活動や多様な価値観を持った人々の交流が少なくなっています。

こうした中、子どもたちを心豊かに健やかに育てていくために、まずは子育ての原点となる家庭において、家族とのふれあいを通して豊かな情操や他者への思いやりなどを育み、教育の基礎を形成した上で、地域の大人が子どもたちの教育に関心を持ち、「地域の子どもは地域で育てる」という意識を持って関わること、また、それにより地域のつながりを再構築していくことが求められています。

5 防災・減災意識の高まり

我が国では、東日本大震災や熊本地震、九州北部豪雨による災害など、大きな被害をもたらす自然災害が多く発生しています。そのため、どのような災害であれ、困難に直面しようとも諦めることなく、状況を的確に捉えて自ら考え行動する力が必要とされています。さらには、施設の耐震化や防災教育に関する意識や、災害は起こるものとして、その被害を少しでも軽減しようという減災への意識が高まり、助け合いの心の大切さが再認識されています。

諫早市は、昭和32年の諫早大水害を教訓に、災害に強いまちづくりを目指しており、学校教育においては、児童生徒の発達の段階に応じた系統的な防災教育を行い、防災意識の内面化を図るとともに、社会教育においては、「地域防災力」の向上を図るため、日頃からの備えを行い、危機に直面した際に適切な判断のもと主体的に行動し、自然災害を乗り越える能力を持った人材の育成が求められています。

6 教育委員会制度の変革

これまで教育委員会については、責任の所在の不明確さ、審議の形骸化、危機管理能力の不足等が指摘される中、平成27年4月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、教育の中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携の強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図るという地方教育行政制度の抜本的な改革が行われました。

新教育委員会制度においては、権限と責任の明確化を図るという目的のもと、従前の教育長と教育委員長を一本化して新「教育長」を置くこととし、権限が大きくなる新「教育長」へのチェック機能の強化という観点から、教育委員から教育委員会会議の招集を求めることができる規定が設けられるなど、教育委員の一層の役割が期待されています。

また、地方公共団体の長と教育委員会が協議・調整を行う場である総合教育会議の開催や、教育に関する大綱の策定を通じて、地方公共団体の長と教育委員会が十分に意思疎通を図りながら福祉部門や地域振興部門と連携を行い、より一層民意を反映した教育行政を進めていく必要があります。

そのためにも、教育委員会の委員及び事務局職員は、自らの重要な責任を自覚するとともに、その職務遂行に必要な知識を習得し、より高い使命感を持ってその責任を果たしていくことが求められています。